



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和 8 年 3 月 1 8 日（水） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
障害福祉課	社会参加推進係	高井	内線 3482 直通 058-272-8309 FAX 058-278-2643

岐阜県庁の代表電話等に「手話リンク」を導入します！

県では、障害者差別解消法における合理的配慮の提供及び手話施策推進法における生活環境の整備などに関する取組として、一般財団法人日本財団電話リレーサービスが提供する「手話リンク」を導入します。

「手話リンク」とは、耳の聞こえない方や聞こえにくい方など、会話に手話を必要とする方が、該当ホームページの専用ボタンをクリックすることで、手話通訳オペレータを介し、手話により県の電話窓口への問合せ等が可能となります。

記

1 手話リンクについて

県のホームページに設置された専用ボタンをクリックすることで、手話通訳オペレータを介し、聴覚に困難がある方は手話で、職員等は発話で電話をすることができるサービスです。

手話リンクの詳細は、一般財団法人日本財団電話リレーサービスのチラシ及びウェブサイト (<https://www.nftrs.or.jp/news/fy2025/im20250411>) をご確認ください。

【イメージ図】



画像提供元：一般財団法人日本財団電話リレーサービス

2 導入開始日

令和 8 年 3 月 2 4 日（火）

3 手話で電話ができる番号

利用時間は、平日（祝日・年末年始を除く）8：30～17：15

（1）岐阜県庁の代表電話番号

※岐阜県公式ホームページのトップページに手話リンクボタンを設置

<https://www.pref.gifu.lg.jp/index.html>

（2）障害福祉課の電話番号

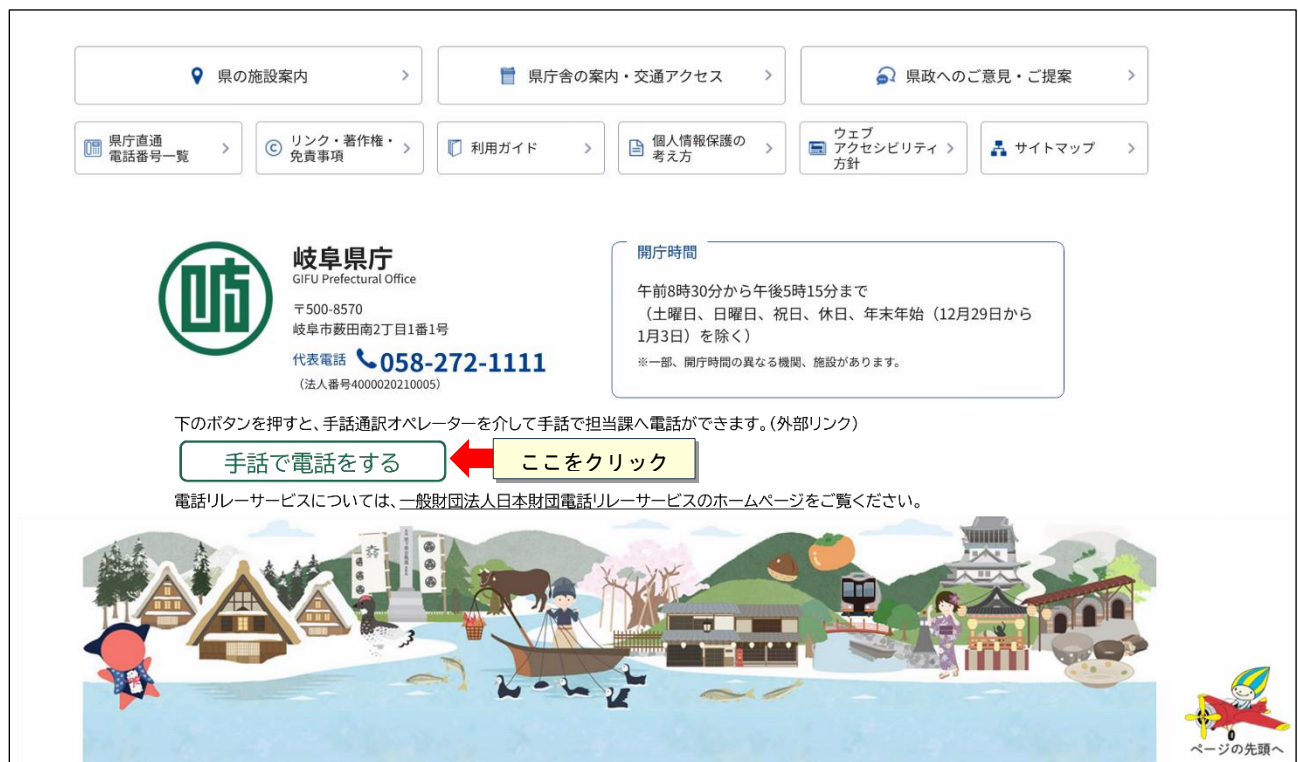
※岐阜県公式ホームページの障害福祉課トップページに手話リンクボタンを設置

<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11226/>

4 使い方等

- (1) 県公式ホームページのトップページもしくは、障害福祉課のページにあるボタンをクリックしてください。
- (2) 利用方法と重要事項説明を確認し、重要事項説明の「電話で相手の声がきこえない・きこえにくい、かつ日本の手話ができる」、「利用にあたっては、以下の重要事項説明に同意します。」の2か所にチェックを入れ、「次に進む」をクリックしてください。
- (3) 手話通訳オペレータの呼び出し画面に切り替わります。オペレータに接続されるまで、そのままお待ちください。
※カメラやマイクへのアクセス許可に関するメッセージが出てきた場合は、全て「許可」を選択してください。
- (4) 手話通訳オペレータが、岐阜県庁代表電話もしくは障害福祉課へ電話をつなぎますので、お問合せ内容をお伝えください。
- (5) 通話が終わりましたら画面右上の「終了」をクリックすると、電話が終了します。

【イメージ図】



5 注意事項

- ・ 利用者は、事前登録は不要であり、通話料もかかりません（ご利用にあたっては、インターネットの通信環境が必要です。なお、インターネット通信料はかかります）。
- ・ 手話通訳オペレータは、通話内容をそのまま通訳して相手に伝えます。手話通訳オペレータが代わりに質問したり、交渉したり、調整したりすることはできません。
- ・ 「手話リンク」は、発信専用です。県庁側は「手話リンク」を使って、利用者へ折り返すことはできません。手話オペレータを介しての折り返しを希望される場合は、ご自身で電話リレーサービスに登録いただく必要があります。
- ・ 「手話リンク」は、手話によるご利用のみに対応しています。発話での通話はできません。